
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号
令和 2 年 4 月 22 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	古 堅 茂 治

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

住民監査請求に係る監査結果

《久米至聖廟に係る設置許可取消、撤去、地代相当金及び固定資産税の請求措置請求について》（令和2年2月26日請求）

目 次

第1	監査の請求	・ ・ ・ ・ ・	P 1
1	請求人	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	請求書の提出	・ ・ ・ ・ ・	P 1
3	請求の要旨	・ ・ ・ ・ ・	P 1
4	請求の理由	・ ・ ・ ・ ・	P 1
5	補正書	・ ・ ・ ・ ・	P 2
6	事実証明	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第2	監査委員の除斥	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第3	請求の受理	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第4	監査の実施	・ ・ ・ ・ ・	P 3
1	監査対象事項	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2	請求人の証拠の提出及び陳述	・ ・ ・ ・ ・	P 4
3	監査対象部署に対する監査	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4	関係職員の陳述	・ ・ ・ ・ ・	P 4
第5	監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	P 4
1	確認した事実	・ ・ ・ ・ ・	P 4
2	監査対象部署の説明	・ ・ ・ ・ ・	P 6
3	関係法令等	・ ・ ・ ・ ・	P 7
4	監査委員の判断	・ ・ ・ ・ ・	P 7
5	結論	・ ・ ・ ・ ・	P10

第1 監査の請求

1 請求人

2名（氏名は省略）

2 請求書の提出

令和2年2月26日

3 請求の要旨（「那覇市職員措置請求書」の原文のまま。）

- (1) 那覇市は、久米2丁目の松山公園内に平成25年に建設された一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）の設置許可処分を取り消し、または、同契約を解除し、その撤去を求めよ。
- (2) 那覇市は、那覇市長に対し過去1年間の一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる地代相当の金5,767,200円の金員を請求せよ。
- (3) 那覇市は、那覇市長に対して、一般社団法人久米崇聖会から徴収すべき久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる固定資産税一年間相当の金員を請求せよ。

4 請求の理由（「那覇市職員措置請求書」の原文のまま。）

- (1) 久米2丁目に新設された松山公園は、那覇市の公有財産である。本来、それは市民が安全に子供達を遊ばせる事の出来る環境を有した数少ない公園となるはずだった。新設の松山公園に隣接する元々の松山公園は高台にあること、樹木により近隣住民からの監視の目が届きにくいこと等、子供が安全に遊べる環境となっていない。
- (2) 那覇市は、国有地を那覇市の公園として使用するとして、国から全面積の2/3を取得し1/3を無償で借用し、この新設の松山公園用地の取得と周辺整備に20数億円を支出しているところ、この巨額な支出をした公園用地の实质約3割を一般社団法人久米崇聖会に無償で使用させている。
- (3) この点については、以下に示す通り、5年に及ぶ住民訴訟で久米崇聖会による無償での使用が憲法の定めるところの政教分離の原則に違反するとの判断が下されている。
- (4) 監査請求から第二審判決までの経緯は次のとおりである。
平成26年3月4日那覇市職員措置請求（監査請求）、
同年5月21日住民訴訟平成26年（行ウ）第17号提訴、
平成28年11月29日一審判決・住民敗訴、控訴、
平成29年6月15日控訴審・地裁への差し戻し判決、
平成30年4月13日地裁差し戻し審・住民逆転勝訴判決、
平成31年4月18日控訴審・住民勝訴、使用料を請求しないことは違法と判決。
- (5) そして、そもそも久米至聖廟は、政教分離に反する違憲・違法な設置であり、設置許可を取り消し、直ちに撤去されるべきである。また、上記判決後においても、那覇市長は、一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫

堂) を無償で使用させたまま放置し、固定資産税の徴収もしていない。

(6) よって、請求人は、那覇市に対し、上記久米至聖廟の設置許可処分を取り消し、または、その契約を解除し、上記久米至聖廟の撤去と、上記久米至聖廟の使用にかかる地代相当の金 5,767,200 円 (1年間)、上記久米至聖廟にかかる固定資産税を徴収すべきことを求める。

5 補正書 (「補正書 (令和 2 年 3 月 2 日收受)」の原文のまま。)

平成 31 年 4 月 18 日判決言渡しされている、平成 30 年 (行ウ) 第 5 号固定資産税等課税免除措置取消 (住民訴訟) 請求控訴事件 (原審・那覇地方裁判所平成 29 年 (行ウ) 第 17 号、差し戻し前の第 1 審・福岡高等裁判所那覇支部平成 29 年 (行ウ) 第 1 号) 久米至聖廟について、憲法違反の現状でありながら、何ら改善をしようとはせず、放置されている。住民監査請求人金城照子と上原義雄が、令和 2 年 2 月 26 日に提出した那覇市職員措置請求書に於いて、那覇市監査委員が補正を求めた、敷地使用料と固定資産税の根拠並びに請求期間は、以下の通りである。

《久米至聖廟敷地使用料の根拠》

住民監査請求監査 久米至聖廟の公園施設設置許可に伴う損害賠償措置請求

請求日：平成 26 年 2 月 25 日

受 理：平成 26 年 3 月 4 日

回答 (通知)：平成 26 年 4 月 24 日 那監第 13 号

監査委員：新島 (「新城」の誤記と思われる。) 和範 宮里善博 翁長俊英 亀島賢二郎 各氏

監査委員公表 平成 26 年 4 月 30 日 那監公表 1 号

https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kansaiin/kansakekka.files/20140430_zyuminkansalkousibyyou.pdf

上記：公文の 7 頁 (2) 「使用料の全額減免について」にて、那覇市監査委員より、「全額減免しなかった場合の使用料として、

1,335 m² (久米至聖廟敷地面積) × 360 円/月 = 480,600 円と示されており

一年間分の使用料は、480,600 × 12 ヶ月 = 5,767,200 円となります

那覇市民が不当に受けている損害は、久米至聖廟建設工事が開始された平成 24 年 4 月 1 日からの約 8 年間ですが、市民が城間幹子那覇市長の不作为により受けた損害を請求できる期間は一年前までとなっていることから、令和 2 年 2 月 26 日に住民監査請求書を提出致しましたので、城間幹子那覇市長への損害請求は、この日からさかのぼり平成 31 年 2 月 27 日までの一年間分の使用料 5,767,200 円です。

《固定資産税の徴収を怠ることによる市民の受ける損害》

久米至聖廟 (孔子廟・明倫堂) は、登記されておらず、市有地に無償で建てさせているにも関わらず、那覇市は無登記を放置したまま、固定資産税の徴収

を怠っていることは、市民に対する不平等を強い、市民に損害を与えているのである。

徴収すべきは、建設された平成 25 年からの久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる固定資産税ですが、市民が那覇市の怠ったことにより受けた損害を城間幹子市長に請求できるのは、一年以内と限定されていますので、令和 2 年 2 月 26 日からさかのぼること一年内に於いて徴収すべき固定資産税です。

6 事実証明書

- (1) 平成 31 年 4 月 18 日福岡高等裁判所那覇支部民事部判決言渡原本の写し
- (2) 新聞記事の写し

第 2 監査委員の除斥

監査委員のうち宮城哲委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

第 3 請求の受理

本件請求は、法第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを令和 2 年 3 月 17 日に受理決定した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 指定された職員

那覇市長 城間幹子

(2) 請求人が求める措置内容

- ① 久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）（以下「本件施設」という。）の設置許可（以下「本件設置許可」という。）の処分を取り消し、または、同契約を解除し、撤去させること。
- ② 本件施設の過去 1 年間の使用料 5,767,200 円を払わせること。
- ③ 本件施設の過去 1 年間の固定資産税を払わせること。

(3) 判断すべき内容

- ① 本件設置許可及び撤去させないことが法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当な財産の管理に該当し、那覇市に損害が生じているのか。
- ② 本件施設に係る使用料の全額免除（以下「本件使用料免除」という。）が法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実のみに該当し、那覇市に損害が生じているのか。
- ③ 本件施設に係る固定資産税（以下「本件固定資産税」という。）を徴収していないことが法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当

に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当し、那覇市に損害が生じているのか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

3 監査対象部署に対する調査

以下の部署について、関係職員の調査及び関係書類の調査を行った。

都市みらい部公園管理課、企画財務部資産税課

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の聴取は行わなかった。

第 5 監査の結果

1 確認した事実

(1) 本件設置許可について

平成 23 年 3 月 31 日に久米崇聖会に対し松山公園に本件施設の設置を許可し、都市公園法第 2 条第 2 項第 6 号及び同法施行令第 5 条第 5 項の教養施設として、3 年毎に許可更新されている。

本件設置許可については、公園管理課に平成 29 年 3 月 21 日付け公園施設設置許可申請（以下「本件設置許可申請」という。）がなされ、同年 4 月 1 日付け「公園施設設置許可書(更新)」(設置期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)が交付されている。

(2) 本件使用料免除について

本件設置許可申請に伴い公園使用料の減免申請手続きが取られている。使用料減免根拠は、那覇市公園条例第 11 条の 2 第 4 号及び同条例施行規則第 12 条第 1 項第 2 号となっている。

請求人の当該請求期間に係る減免申請については、公園管理課に平成 29 年 3 月 21 日付け公園・有料公園施設使用料減免申請がなされ、同年 4 月 1 日付け「公園・有料公園施設使用料減免通知書」が交付されている。なお、減免申請書の減免の理由欄には、那覇市民をはじめ県内外の人々に開かれた施設として年中無休で開放していること、今後とも参観・学習（講座）の場及び快適空間の提供など市民や公園利用者の利便性向上を図る施設である旨の記載がある。

(3) 本件固定資産税について

固定資産税の減免については、地方税法第 367 条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免するこ

とができる。」と規定されている。

本市においては、那覇市税条例（以下「市税条例」という。）第71条第1項において減免することができる旨を規定するとともに、那覇市税条例施行規則（以下「市税条例施行規則」という。）第11条においては軽減又は免除するものを規定し、那覇市固定資産税の減免取扱基準（以下「減免取扱基準」という。）において減免の取り扱いに関し、その基準となる事務処理方法を定めている。

本件固定資産税については、平成26年度課税分から毎年度減免申請があり、請求人の当該請求期間については、平成30年度課税分及び平成31年度課税分についてそれぞれ減免申請され、孔子廟については全額免除、明倫堂については外部トイレ部分のみの一部免除としている。

平成30年度課税分については、一般社団法人久米崇聖会から提出された「固定資産税減免申請書」を資産税課において平成30年4月24日付けで受付している。その際、納税通知書の写し、定款、収支計算書、財産目録、公益法人移行認可時公益目的事業説明書、設計図、便所現況写真が添付されていた。

資産税課では、平成30年5月8日に現地調査と聞き取りを行い大成殿（孔子廟）（84.37㎡）については毎日午前9時から午後5時まで無料開放されており一日あたり100人から200人の利用者がいること及び明倫堂のトイレ部分（22.06㎡）についても一般開放し観光客や公園利用者も使用していることを確認している。これらのことから、「前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認める固定資産」（市税条例第71条第1項第4号）及び「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限る）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」（減免取扱基準第3章第4（7））とし、減免率10/10（減免取扱基準第4章第2の4（7））として、同年6月1日付け「固定資産税減免決定通知書」（那企資第3-118号）を通知している。

平成31年度課税分については、一般社団法人久米崇聖会から提出された「固定資産税減免申請書」を資産税課において平成31年4月23日付けで受付している。その際、前年度と同様に納税通知書の写し、定款、収支計算書、財産目録、公益法人移行認可時公益目的事業説明書、設計図、便所現況写真が添付されていた。

資産税課では、令和元年5月10日に現地調査と聞き取りを行い大成殿（孔子廟）（84.37㎡）についてはこれまでと同様、毎日午前9時から午後5時まで無料開放されており一日あたり100人から200人の利用者がいること及び明倫堂のトイレ部分（22.06㎡）についても同様に一般開放し観光客や公園利用者も使用していることを確認している。これらの確認内容は平成30年度と同様であるが、これまで一般社団法人久米崇聖会を「市の施策に寄与する公益活動を行う団体」として人的な面を適用し減免していたが、平成31年度は、課税

客体（家屋）に着目し、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であるという理由で、「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」（市税条例第71条第1項第2号）及び「拝所、共同井戸等の土地及び家屋 地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」（減免取扱基準第3章第2(3))を適用し、拝所等とする取り扱いにより、減免率10/10（減免取扱基準第4章第2の2(3))として、同年5月29日付け「固定資産税減免決定通知書」（那企資第4-102号）を通知している。

2 監査対象部署の説明

(1) 本件設置許可及び撤去について

平成23年3月31日から令和2年3月31日までの間、久米崇聖会に対し、都市公園法第2条第2項第6号及び同法施行令第5条第5項の教養施設として、3年毎に許可更新されている。

(2) 本件使用料免除について

使用料減免根拠は、那覇市公園条例第11条の2第4号及び同条例施行規則第12条第1項第2号である。

本市としては、本件施設は宗教施設ではなく、教養施設であることを、現在、上告審（最高裁判所）において主張しており、まだ判決が確定していないので、これまでと同様、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間も、引き続き使用料の免除を行っている。

(3) 本件固定資産税について

本件施設については建築着手時から資産税課において把握をし、建築後には図面が提供され実地調査等を経て、評価額を算定し、平成26年度の当初納税通知書の発送により課税が成立している。課税成立後に納税義務者から減免申請があったため、現地調査や聞き取りを行い市税条例や減免取扱基準等に照らして孔子廟については全額免除、明倫堂については一部免除（一般に開放されている外部トイレ部分のみ）の判断をしている。以後、毎年納税通知書の発送による課税成立後に減免申請があり、その都度規定にしたがって判断をしており、未登記を理由に放置し、税の徴収を怠っているとの主張は当たらないと考える。

減免理由について、平成30年度は、市税条例第71条第1項第4号公益上の事由により特に必要があると認める固定資産として減免している。具体的には、減免取扱基準第3章第4(7)において「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限り）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」を適用している。理由としては、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり100人～200人程度の来客があること。

②芸術文化の振興等に寄与する施設であること。③施設内で収益事業を行っていないこと。によるものである。

平成 31 年度は、本件施設に係る「平成 30 年（行コ）第 5 号固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求控訴事件」の判決（認定事実）をきっかけとして、平成 30 年度の減免では、一般社団法人久米崇聖会を「市の施策に寄与する公益活動を行う団体」として適用していることについて、他の団体と比較し内部で疑義が生じたことから、平成 30 年度の人的な面での減免ではなく、課税客体（家屋）に着目しての減免に改めることにした。改めるに当たっては、課税客体の利用状況が、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり 100 人～200 人程度の来客があること。②儒教・儒学であること。③大成殿には儒学の祖である孔子像等がおかれていること。④実際に釋奠祭禮（せきてんさいれい）が行われていること。これらのことから、課税客体として、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であることから、市税条例第 71 条第 1 項第 2 号及び減免取扱基準第 3 章第 2 (3)を適用し、拝所等とする取り扱いにより減免している。

3 関係法令等

- (1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 6 号
- (2) 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条第 5 項
- (3) 那覇市公園条例（1970 年那覇市条例第 6 号）第 11 条の 2 第 4 号
- (4) 那覇市公園条例施行規則（1970 年那覇市規則第 5 号）第 12 条第 1 項第 2 号並びに同条第 2 項及び第 3 項
- (5) 那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 71 条第 1 項第 2 号及び第 4 号
- (6) 那覇市税条例施行規則（昭和 48 年那覇市規則第 8 号）第 11 条第 1 項第 2 号及び第 4 号
- (7) 那覇市固定資産税の減免取扱基準（平成 14 年 1 月 22 日部長決裁）第 3 章第 2 (3) 及び同章第 4 (7) 並びに第 4 章第 2 の 2 (3) 及び 4 (7)

4 監査委員の判断

上記の 1 確認した事実及び 2 監査対象部署の説明に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件設置許可及び撤去について

請求人は、本件施設は政教分離に反する違憲・違反な設置であるとして本件設置許可を取り消すこと及び撤去を求めている。

法第 242 条第 1 項に規定されている住民監査請求における「財産の管理」とは、平成 2 年 4 月 12 日最高裁判所判決によると、普通地方公共団体の財産管

理行為のすべてが財務会計上の行為としてこれに該当するものではなく、それらの行為のうち当該財産としての「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に限られ、非財産的な目的のためにする管理行為は、たとえそれが何らかの形でその財産の財産的価値に影響を及ぼすことがあっても、住民監査請求の対象である「財産の管理」には該当しないと解される。

これを本件請求についてみると、本件施設は公園施設設置許可（平成 23 年 3 月 31 日付け）以来、3 年毎に許可更新されている。これは、市が都市公園法第 2 条第 2 項第 6 号及び同法施行令第 5 条第 5 項に規定する「教養施設」として、那覇市都市計画マスタープランの地域まちづくり方針等に基づく公園管理という一定の行政行為目的実現のための施策（行為）であって、前述の最高裁判所が判示する「財務会計上の財産管理行為」に該当するものではない。

よって本件設置許可は、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理」に係る行為に該当しないことから、住民監査請求の対象とはならない。

(2) 本件使用料免除について

請求人は、一般社団法人久米崇聖会に対し政教分離に反する違憲・違反な本件施設を公園施設として公園用地を無償で使用させていることについて、過去 1 年間の敷地使用料を請求することを求めている。

ア 住民監査請求の期間制限について

本件設置許可に伴う使用料については、法第 240 条第 1 項に規定する「債権」であり、法第 237 条第 1 項に規定する「財産」に該当する。一般に使用料はその行政財産の維持管理又は減価償却費に当てるべきものと解することができることから、使用料の徴収は、財産の価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財務管理行為に該当する。もって、使用料の徴収に関しては、「財産の管理」の「財産」に該当すると判断する。

昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決によると、法第 242 条第 1 項に規定する「怠る事実」に係る期間制限については、「右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条 2 項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」としている。

そのことから、請求権が発生すると思われる当該行為である全額減免の決定した日を基準日として法第 242 条第 2 項の規定を適用する必要がある。

また、平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決は、法第 242 条第 2 項本文に

いう「当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解するのが相当である。前記事実関係によれば、本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象となる行為とされているところ、契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては契約締結の日を基準として同項本文の規定を適用すべきである。」としている。

そこで、本件請求では、本件使用料免除の決定は一時的行為であるから、決定日を基準として、法第 242 条第 2 項を適用する。つまり、請求人の当該請求期間に係る全額減免の決定行為は平成 29 年 4 月 1 日であり、本件請求がなされた令和 2 年 2 月 26 日は当該行為のあった日から 1 年を経過している。

イ 法第 242 条第 2 項ただし書について

法第 242 条第 2 項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。

このただし書については、平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決は、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度（監査請求をするに足りる程度）に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

これを本件請求の対象である本件使用料免除についてみると、請求人は、平成 26 年 3 月 4 日付け受理した「那覇市職員措置請求」に係る監査委員通知（平成 26 年 4 月 24 日付け那監第 13 号）及び同結果の公表（平成 26 年 4 月 30 日付け那監公表第 1 号）によって、本件使用料免除の決定については知りうる立場にあったと認められるので、当該行為のあった日から 1 年を経過している令和 2 年 2 月 26 日に本件請求を行ったことについて「正当な理由」があると認められない。

(3) 本件固定資産税について

請求人は、本件施設に係る過去 1 年間の固定資産税について賦課及び徴収することを求めている。

請求人の補正書に「那覇市は、無登記を放置したまま、固定資産税の徴収を怠っている」と記載されていることから、請求人は本件施設が課税されていないために徴収されていない固定資産税を徴収することを求めていると理解できる。

そこで、本件固定資産税を徴収していないことが法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実

当しているかを検討する。

本件固定資産税については、平成 26 年度から課税成立後に一般社団法人久米崇聖会から減免申請があり、孔子廟については全額免除、明倫堂については外部トイレ部分のみの一部免除とされている。

本件固定資産税の減免措置について、平成 30 年度は「前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認める固定資産」（市税条例第 71 条第 1 項第 4 号）として減免している。具体的には、「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限る）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」（減免取扱基準第 3 章第 4 (7)）を適用している。その理由としては、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり 100 人～200 人程度の来客があること。②芸術文化の振興等に寄与する施設であること。③施設内で収益事業を行っていないこと。である。

また、平成 31 年度は、これまで「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体」として適用していることについて、他の団体と比較検討し、人的な面での減免ではなく、課税客体（家屋）に着目しての減免に改めている。改めるに当たっての理由は、課税客体の利用状況が、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり 100 人～200 人程度の来客があること。②儒教・儒学であること。③大成殿には儒学の祖である孔子像等がおかれていること。④実際に釋奠祭禮（せきてんさいれい）が行われていること。であり、課税客体として、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であることから、「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。）」(市税条例第 71 条第 1 項第 2 号) 及び「拝所、共同井戸等の土地及び家屋 地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」（減免取扱基準第 3 章第 2 (3)）を適用し、減免している。

平成 30 年度減免措置及び平成 31 年度減免措置についての判断は、いずれも条件を具備していると認められ、関係法令等に則り行われている。

よって、本件固定資産税を徴収していないことが法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実があるとは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件請求のうち、本件設置許可については住民監査請求の対象とはならないこと及び本件使用料免除については正当な理由もなく期間を経過していることから不適法と判断し、これらを却下し、本件固定資産税を徴収していないことについては違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実があるとは認められないことから理由がないものと判断し、これを棄却する。